

平成28年4月18日
公立鳥取環境大学

公立鳥取環境大学における公的研究費等に関する行動規範

公立鳥取環境大学は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うことを基本理念としています。

本学の教職員その他公的研究費等の運営・管理に関わるすべての者（以下「構成員」という。）は、この基本理念を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、公的研究費等の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意してください。

1. 構成員は、研究の実施及び公的研究費等の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
2. 構成員は、公的研究費等が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 構成員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
4. 構成員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。